

# 都市消防委員会資料

名古屋市防災条例の改正に関する検討状況及び  
名古屋市災害対策実施計画（案）について

平成30年11月13日

# 目 次

	頁
1 改正等の背景.....	1
2 検討状況.....	3
3 名古屋市防災条例改正の考え方.....	4
4 名古屋市災害対策実施計画（案）の策定.....	8
5 今後の予定.....	17

## 1 改正等の背景

### (1) 概要

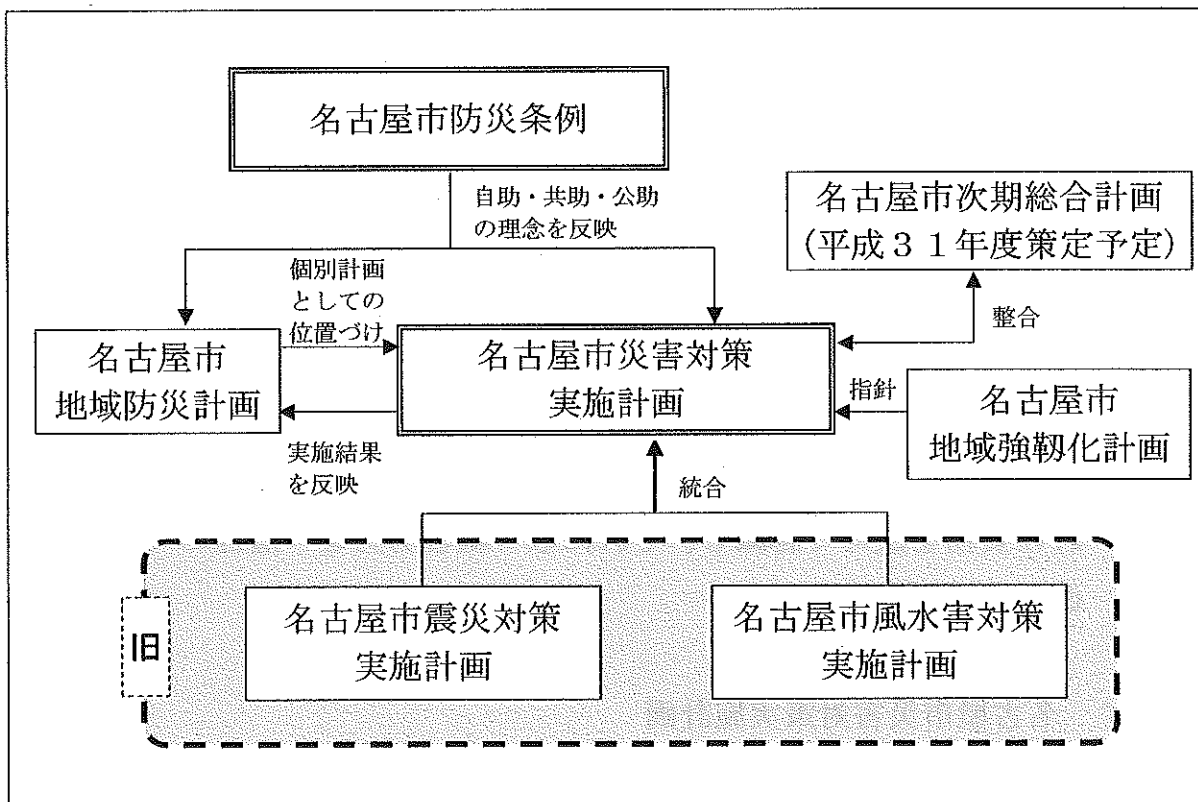
#### ア 名古屋市防災条例

地震、豪雨等による自然災害の予防、応急の対策及び復旧復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせることができる災害に強いまちの実現を目指していくための本市の防災に関する理念及び方向性を定めたものとして、平成18年に制定した。この度、「(3) 近年の潮流・課題」を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくため、改正を検討するもの

#### イ 名古屋市災害対策実施計画

条例の定める理念及び方向性のもと、安心して暮らせる減災都市名古屋を実現することを目的とし、「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」の計画期間満了に伴い、平成31年度～平成35年度の5年間において、「(3) 近年の潮流・課題」を踏まえて本市が実施すべき震災対策及び風水害対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな実施計画を策定するもの

(2) 位置づけ



(3) 近年の潮流・課題

- ア 南海トラフ巨大地震など、本市で想定される被害規模が条例制定当時より拡大
- イ 平成28年熊本地震、大阪府北部の地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）といった近年の災害により甚大な被害が各地で発生
- ウ 東日本大震災や集中豪雨の多発等を契機に災害対策基本法や水防法の改正を行うなど、国等において、その教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しを実施
- エ 災害記憶の風化やそれに伴う自助の停滞、地域コミュニティの希薄化による共助の停滞
- オ 少子高齢化やリニア中央新幹線開業に伴う交流人口の増加、ICT技術の進展に伴う情報の高度化など、社会情勢の変化

## 2 検討状況

### (1) 経過

時 期	内 容
平成30年 2月	第1回「防災条例の見直しと防災施策の推進に関する有識者懇談会」(以下、有識者懇談会という)の開催
5月	関係団体に対するヒアリング(～9月)
6月	第2回有識者懇談会の開催
8月	第3回有識者懇談会の開催

### (2) 有識者懇談会の構成員

氏 名	職 名
浦野 愛	特定非営利活動法人レスキューストックヤード常務理事
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター教授・センター長
溝口 敦子	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授

### 3 名古屋市防災条例改正の考え方

#### (1) 有識者懇談会等での主な意見

区 分	内 容
災害対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応体制を強化するには、県と市の連携はもとより、区役所と市本庁との連携が重要である。</li> <li>・災害対応をどのように考えるかは予算の問題でもあり、防災を重要課題とするならば、適切な財源を確保しなければならない。</li> <li>・行政による対策だけでは限界があることを明らかにして、市民や事業者の理解や協力を求めていくことが必要である。</li> <li>・数値目標は自治体の規模などによって異なるが、人間が尊厳をもって生活する質の部分は自治体の規模に関わらず必要である。</li> </ul>
職員 の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員や教職員も、適切な防災の知識や技能を身に付けるとともに、地域の訓練等を通じて、地域住民やボランティア等との連携に努めることが重要である。</li> </ul>
自助 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には圧倒的に人手が不足することから、自分の判断で行動できる市民を育てていくことが必要である。</li> </ul>
民間企業 との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的施設の利用だけでなく、民間企業が有する資源を効果的に活用することを考えたほうが望ましい。</li> <li>・多量の支援物資の流通に対応するため、民間事業者との連携体制を強化するには、物流事業者の団体等を巻き込んだ具体的なイメージを事前に作っておくことが必要である。</li> </ul>
帰宅困難者 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者（徒歩で容易に帰宅することができない者）対策は、民間主導による対応を行政が支援する形で進めており、これが本来の自助・共助・公助のあり方である。</li> </ul>

区 分	内 容
要配慮者 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府北部の地震で顕在化した、高齢者の一人暮らしの安否の確認は、大都市特有の課題である。</li> <li>・高齢者や障害者などの要配慮者の特性を考慮するなど、誰もが利用可能な避難所が望ましい。</li> </ul>

## (2) 基本的な考え方

「自助」「共助」「公助」の理念に基づく防災協働社会の構築を促進するため、以下の事項において防災まちづくりのあり方の見直しを行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・着実な災害対策の推進及び体制の一層の強化</li> <li>・多様な機関との連携・協力による災害時の応急体制の強化</li> <li>・確実に命を守る避難体制の整備</li> <li>・災害時に配慮を要する市民への支援の充実</li> <li>・都心部における防災対策の推進</li> </ul>
--

## (3) 主な改正内容

### ア 市の責務

区 分	内 容
基本的事項 (災害対策の推進) (職員の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着実な災害対策の推進のため、組織を挙げた防災体制の整備及び必要な財政の措置の実施</li> <li>・市民、ボランティア、事業者及び国等と連携した防災まちづくり</li> <li>・他の地方公共団体と円滑な相互応援のための必要な措置の実施</li> <li>・日頃からの災害対策に必要な技能習得及び災害時における応急活動の従事</li> </ul>

区 分	内 容
発災時の対応 (災害対策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等と連携した被害状況の円滑な把握</li> </ul>
物資・避難場所・ 避難所 (災害対策の推進) (自助の推進) (民間企業との連携) (要配慮者対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連物資の供給及び円滑な物流体制に必要な関係事業者の協力を確保するための措置の実施</li> <li>・ 指定避難所及び災害種別ごとの指定緊急避難場所の位置等、市民が避難するに際して必要な情報の提供</li> <li>・ 指定避難所における良好な生活環境の確保(防災資機材や備蓄物資の配備等)</li> </ul>
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、乳幼児、障害者、外国人その他災害発生時において特に配慮を要する者に対する必要な支援の実施(避難の誘導、安否の確認、救出救援等)</li> </ul>
帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者の発生による混乱等を防止するための必要な措置の実施(一斉帰宅の抑制、帰宅困難者に対する支援等)</li> </ul>

## イ 市民の責務

区 分	内 容
基本的事項 (災害対策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災の強化につながる日頃からの地域交流の促進</li> <li>・ 市民及び事業者の協力による効果的な災害対策の推進</li> </ul>



区 分	内 容
事前の備え (自助の推進)	・自らの判断で避難ができるよう、必要な知識の習得
要配慮者対策	・高齢者、乳幼児、障害者、外国人その他災害発生時において特に配慮を要する者に対する必要な支援の実施（避難の誘導、安否の確認、救出救援等）
帰宅困難者対策	・帰宅困難者となる場合への備え（徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡方法の確認等） ・帰宅困難者となった場合の措置の実施（むやみな移動の禁止、市の帰宅困難者対策への協力）

#### ウ 事業者の責務

区 分	内 容
基本的責務 (災害対策の推進)	・市民及び事業者の協力による効果的な災害対策の推進
事前の備え (自助の推進)	・自らの判断で避難ができるよう、必要な知識の習得
発災時の行動 (民間企業との連携)	・浸水被害から避難するための安全な場所の確保及び避難者の受入れへの協力
要配慮者対策	・高齢者、乳幼児、障害者、外国人その他災害発生時において特に配慮を要する者に対する必要な支援の実施（避難の誘導、安否の確認、救出救援等）
帰宅困難者対策	・来所者及び従業員に対する必要な措置の実施（一斉帰宅の抑制、安全な帰宅等に対する支援）

#### 4 名古屋市災害対策実施計画（案）の策定

##### (1) 有識者懇談会等での主な意見

区 分	内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政による対策だけでは限界があることを明らかにして、市民や事業者の理解や協力を求めていくことが必要である。</li> <li>・災害対応をどのように考えるかは予算の問題でもあり、防災を重要課題とするならば、適切な財源を確保しなければならない。</li> <li>・計画には、あるべき姿、目標、現在の状況を示すべきである。</li> </ul>
地域防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の組織の強化・充実を進めるべきである。</li> <li>・地域ごとに異なる災害リスクを考慮して対策を検討すべきである。</li> <li>・啓発では、情報提供の方法と、その結果どのように地域や家庭の防災力が向上するのかを検討するべきである。</li> </ul>
民間企業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的施設の利用だけでなく、民間企業が有する資源を効果的に活用することを考えた方が望ましい。</li> <li>・多量の支援物資の流通に対応するため、民間事業者との連携体制を強化するには、物流事業者の団体等を巻き込んだ具体的なイメージを事前に作っておくことが必要である。</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員や教職員も、適切な防災の知識や技能を身に付けるとともに、地域の訓練等を通じて、地域住民やボランティア等との連携に努めることが重要である。</li> <li>・災害時には圧倒的に人手が不足することから、自分の判断で行動できる市民を育てていくことが必要である。</li> </ul>

区 分	内 容
避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の視点や被災者の自立支援の視点等を考慮して指定避難所の生活環境の向上に取り組むべきである。</li> <li>・ 被災後には、指定避難所での避難生活のほか、在宅で避難生活を送る方法についても周知するべきである。</li> <li>・ 数値目標は自治体の規模などによって異なるが、人間が尊厳をもって生活する質の部分は自治体の規模に関わらず必要である。</li> </ul>
過去の災害の教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他都市での災害が名古屋市で発生した場合を想定し、市の対策の見直しを行っていくことが必要である。</li> <li>・ 災害対応体制を強化するには、県と市の連携はもとより、区役所と市本庁との連携が重要である。</li> <li>・ 伊勢湾台風から得た知見を活かすなど名古屋ならではの内容を入れるべきである。</li> </ul>

(2) 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

(3) 対象とする災害

地震、津波、洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害、暴風

#### (4) めざす姿

めざす姿1 災害による死者が発生しない
過去に発生した最大規模の地震や、河川整備基本方針規模の降雨による洪水などの災害に対しては、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。また、想定し得る最大規模の災害に対しては、ハードでの対策では限界があることから、適切な避難行動による「命を守る」ための対策を推進することで、「災害による死者が発生しない」ことをめざす。
めざす姿2 迅速な災害対応により被害が拡大しない
大規模災害が発生すると、地震の場合は揺れ・火災・津波等により、風水害の場合は洪水、内水氾濫、高潮等により、多数の死傷者や家屋被害の発生が想定される。このような状況下でも、防災拠点の機能確保、災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保等により、「迅速な災害対応により被害が拡大しない」ことをめざす。
めざす姿3 助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される
食糧・飲料水等の確保、良好な生活環境の確保等により避難者の健康確保や関連死の防止を図るとともに、速やかな住まいの確保や企業の早期回復等により、「助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される」ことをめざす。

#### (5) 取り組み方針

方針1 地域防災力の向上 【市民・事業者等への支援】
自宅の耐震対策や生活物資等の家庭内備蓄の実施、災害リスクや避難場所等の把握、避難行動計画の作成など、市民や事業者等の連携による「地域防災力の向上」を図る施策を推進する。

<p>方針2 災害対応力の向上 【行政の体制強化】</p>
<p>防災拠点の機能強化、受援体制の確立、物資等供給体制の充実、良好な生活環境の確保など「災害対応力の向上」を図る施策を推進する。</p>
<p>方針3 災害に強い都市基盤の整備 【行政による都市機能の確保】</p>
<p>河川整備、橋りょうの耐震化及び上下水道施設をはじめとしたライフラインの確保など「災害に強い都市基盤の整備」を図る施策を推進する。</p>
<p>方針4 防災意識の向上 【市民・事業者・職員等への継続的な啓発及び訓練】</p>
<p>防災意識を向上させるためのツールの作成、小中学校での防災教育、訓練・研修の実施など継続的な「防災意識の向上」を図る施策を推進する。</p>

(6) 進行管理

<p>毎年度の決算に合わせ、全ての事業について進捗状況を「名古屋市危機管理対策本部会議」の承認を得て、公表する。また、災害対策に関する法令の改正及び国等において方針が変更された場合や新たに実施すべき事業が生じた場合など計画の見直しが必要となった場合は、「名古屋市危機管理対策本部会議」において、適宜見直しを行う。</p>
--

(7) 計画指標

ア 方針1 地域防災力の向上

指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
	名古屋市建築物耐震改修促進計画における住宅の耐震化率	89% (H27)	95% (H32)
	民間木造住宅の無料耐震診断件数	4,284件/期間	6,000件/期間
	民間非木造住宅の耐震診断助成戸数	3,798戸/期間	4,000戸/期間
	民間住宅の耐震改修助成戸数	1,346戸/期間	2,000戸/期間
	多数の者が利用する建築物の耐震診断助成件数	42件/期間	75件/期間
	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修助成件数	6件/期間	5件/期間
	要安全確認計画記載建築物(沿道建築物・防災拠点建築物)の耐震改修助成件数	11件/期間	35件/期間
○	寝室における家具の固定等の防災対策を実施している市民の割合	—	100%
○	水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成	検討	作成・配布
○	名古屋市地域防災計画(H30.6月)に位置づけた要配慮者利用施設の避難確保計画提出割合	50%	100%
	生活こみち整備促進に係る助成件数	17件/期間	15件/期間
	老朽木造住宅の除却に係る助成件数	80件/期間	150件/期間
	民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8地区	10地区
○	消防署により地域ごとの実情に応じた防災対策を支援した自主防災組織の割合	—	100%

指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
○	地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	11%	100%
	中小企業の事業継続計画策定支援に係るセミナー及び専門家派遣を活用した中小企業数	578社/期間	700社/期間

イ 方針2 災害対応力の向上

指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
○	想定し得る最大規模の高潮・洪水を想定した避難行動指針の策定	未策定	策定
○	市有施設における建築基準不適合のブロック塀等の撤去等	未完了	完了
	震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業中9箇所 完了161箇所	事業実施11箇所 完了163箇所
	駅そば生活圏内における防災協力農地の登録箇所数	25箇所	50箇所
○	局地的豪雨を踏まえた雨量計の配置見直し	—	見直し
	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約70時間	平均72時間
○	災害対策本部の機能強化	未完了	完了
	災害救助用物資（食糧）の備蓄数	169万食	175万食
	災害救助用物資（毛布）の備蓄数	32万7千枚	34万3千枚
○	民間物流施設の活用及び資機材調達等に係る協定締結事業者数	5事業者	10事業者

指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
	災害時物資供給協定の締結事業者数	32事業者	37事業者
○	市立小中学校の埋設給排水管の改修実施割合（名古屋市学校施設リフレッシュプランに基づく改修を除く）	16.7%	100%
○	和式トイレを洋式化したコミュニティセンターの割合	25%	100%
○	屋外及び体育館回りの和式トイレを洋式化した市立小中学校の割合	16.1%	100%
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	2,700人	3,100人
	被災宅地危険度判定士の登録者数	90人	90人
	街区の世界座標データ化済みの市域面積の割合	44.1%	50%程度
	河川台帳調製済みの河川数	34河川	完了35河川 着手1河川

ウ 方針3 災害に強い都市基盤の整備

指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
	対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	13施設	45施設
	地下鉄施設の浸水対策整備率	89%	100%
	市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業における整備完了済みの地区数	—	4地区
	緊急雨水整備事業の整備率	92%	96%



指 標		現状 (30年度末)	目標 (35年度)
	山崎川堤防の耐震化延長	4,500m	9,200m
	堀川の整備率(63mm/h降雨対応率)	40%	48%
○	平成30年7月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策を実施する河川数	—	5河川
	整備・更新等を実施したポンプ設備数	106箇所	239箇所
	排水路の改良延長	49.2km	64.2km
	農業用水路の改良延長	5,734m	11,234m
	土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数	5箇所	6箇所
	公園内のがけ崩れ危険箇所対策実施箇所数	20箇所	25箇所
	橋りょう耐震計画における耐震補強実施橋りょう数	事業中7橋	完了9橋(H33)
	橋りょう耐震計画における耐震改築実施橋りょう数	事業中1橋	完了1橋(H33)
	定期点検で早期措置と診断された道路橋の補修等に着手した割合	20%	100%
	緊急輸送道路の整備箇所数	事業中3箇所	完了2箇所
	電線類の地中化実施路線数	事業中3路線	完了2路線
	街路樹の撤去数	1,916本/期間	2,000本/期間
	みずプラン32における配水管の更新及び耐震化延長	314km	510km(H32)
	みずプラン32における下水管の改築及び耐震化延長	135km	225km(H32)

エ 方針4 防災意識の向上（毎年継続的に実施するもの）

	指 標	年間目標
	港防災センターの来館者数	65,000人
	外国人防災啓発事業の実施回数	5回
	小中学校における避難訓練や引き取り訓練などの防災教育の実施	全小中学校
	管理職にある教員を対象とした防災教育講習会の実施	全学校から参加
	市民の防災意識を高める講座・事業の実施	全区
	総合防災訓練の実施	全区
	総合水防訓練の実施	全区
○	あいち・なごや強靱化共創センターと連携した研修の実施回数	26回
○	区本部運営等に係る訓練・研修の実施	全区
	災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数	80人
	災害時の外国人支援に関する研修の参加者数	100人
○	医療救護所設置訓練の実施	全区

(注1) 現状欄には平成30年度末時点での見込みを記載

(注2) 「/期間」と記載されているものは、現状欄は平成26年度～30年度の見込み事業量を、目標欄は平成31年度～35年度の見込み事業量を記載

(注3) 左列に「○」と記載されているものは近年の潮流・課題を踏まえたもの

## 5 今後の予定

時 期	内 容
平成30年11月	パブリックコメントの実施
平成31年 2月	名古屋市防災条例改正案上程
3月	名古屋市災害対策実施計画の策定・公表

